

電気通信事業法の改正について

東京六本木法律特許事務所

弁護士 木下駿

第1 はじめに

複数回にわたる改正法の検討会を経て、令和4年6月17日に改正電気通信事業法が公布され、公布から1年以内に施行予定です。総務省の公表している資料によると、今回の改正の目的は、電気通信を取りまく環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図ることにあるとされています¹。本稿では、今回の改正のポイントと改正の背景を解説していきます。

※以下、今回の改正前の電気通信事業法を「旧法」、改正後の電気通信事業法を「新法」と表記します。また、改正後の規則を「新規則」と表記します。

※本稿は令和5年6月1日時点の情報に基づきます。

第2 適用事業者について

1 「電気通信事業を営む」について

電気通信事業法は「電気通信事業者」に適用されます。「電気通信事業者」は「電気通信事業を営む」について、登録を受け、または届出をした事業者を指します（新法2条1項5号）。次に「電気通信事業」とは、電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業を言います（新法2条1項4号）。この定義について、総務省は以下の3つのポイントに当てはまる場合に、「電気通信事業を営む」といえるとしています²。

- ①他人のために役務を提供している
- ②下記 i 及び ii の電気通信役務を提供している
 - i 電気通信設備³を用いてサービスを提供している

¹ 総務省 「電気通信事業法の一部を改正する法律（概要）」

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000820706.pdf)

² 総務省 「電気通信事業参入マニュアル（追補版）ガイドブック」

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000799137.pdf)

³ 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的な設備を言います。

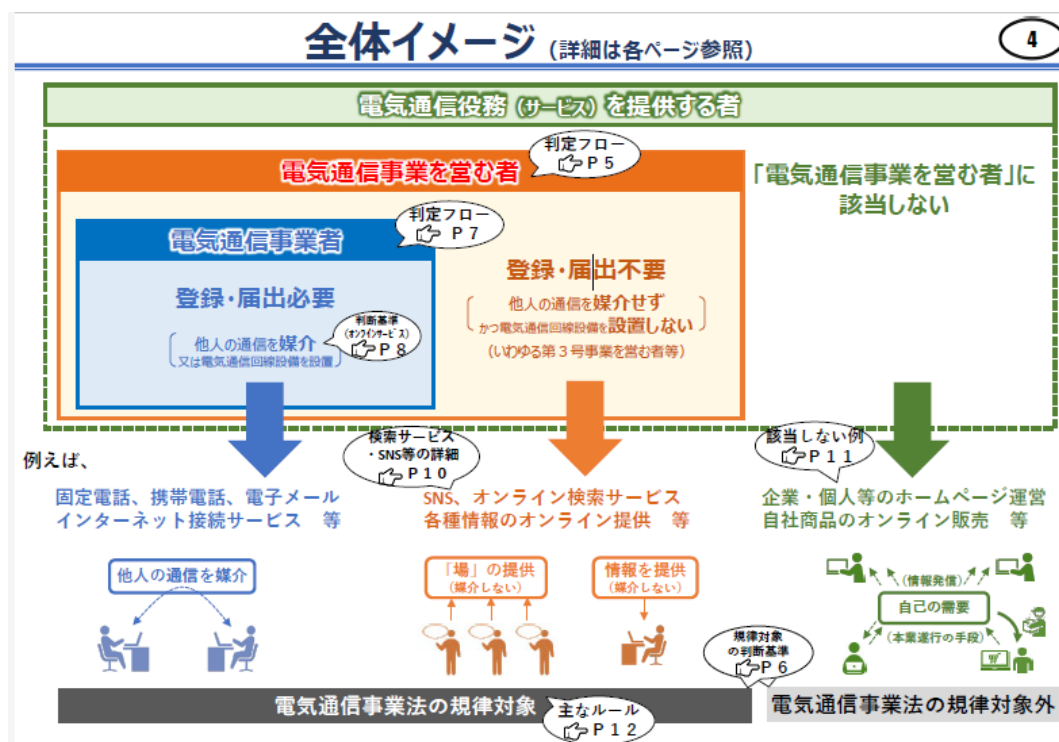
ii i の提供を反復継続している。

③料金を徴収するなど、利益を得ようとしている。

この一つの基準として、電気通信役務を提供することがなければ成り立たないサービスの場合には、「電気通信事業」に該当するとされ、逆に電気通信役務を必ずしも前提としない、別の自らの本来業務遂行の手段として電気通信サービスを提供する場合には「電気通信事業」に該当しません。

2 「登録・届出」電気通信事業、「登録・届出不要」電気通信事業（「第3号事業」）

「電気通信事業を営む」者であっても、電気通信回線設備⁴を設置せず、他人の通信を媒介⁵していない場合には登録も届出も必要なく、新法164条1項3号に定めるいわゆる「第3号事業者」に該当することになります。



⁴ 詳しくは総務省「電気通信事業者のネットワーク構築マニュアル」

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000426546.pdf)

⁵ 「他人の通信を媒介」とはサーバを設置する事業者の場合には、以下の二つがともに該当する場合をいいます

①加工・編集を行わない

②送信時の通信の宛先として受信者を指定している

総務省「電気通信事業参入マニュアル」

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000799137.pdf)

ただし、今回の改正によって、「検索情報電気通信役務」と「媒介相当電気通信役務」という概念が新設されたため、他人の通信を媒介していなくても、利用者数が1000万人以上となる検索サービスやSNS・掲示板は届出が必要になるものがあります（新規則59条の3第4項、第5項）。

なお、先述した「第3事業者」は登録・届出は不要であり、電気通信事業法に規定される諸規定の適用外ですが、後述する外部送信規律を含むいくつかの法規制については対象となっていますので注意が必要です。

第3 改正のポイント

総務省は、今回の改正のポイントとして以下の3つを挙げています。

- ①情報通信インフラの提供確保
- ②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保
- ③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

①③の改正ポイントに関しては関係する企業は少ないと考えられるため、②を中心に解説していきます。

第4 外部送信規律

1 背景

情報通信分野における技術の進展に伴って普及が進んでいる電気通信サービスは、社会において重要な役割を果たしていますが。それと同時に通信ネットワークに対するサイバー攻撃も複雑化・巧妙化され、さらにデータガバナンスに関する地政学上のリスクも高まり、サイバー攻撃に起因する情報の漏えいや電気通信サービスの停止等のリスクも高まっています。

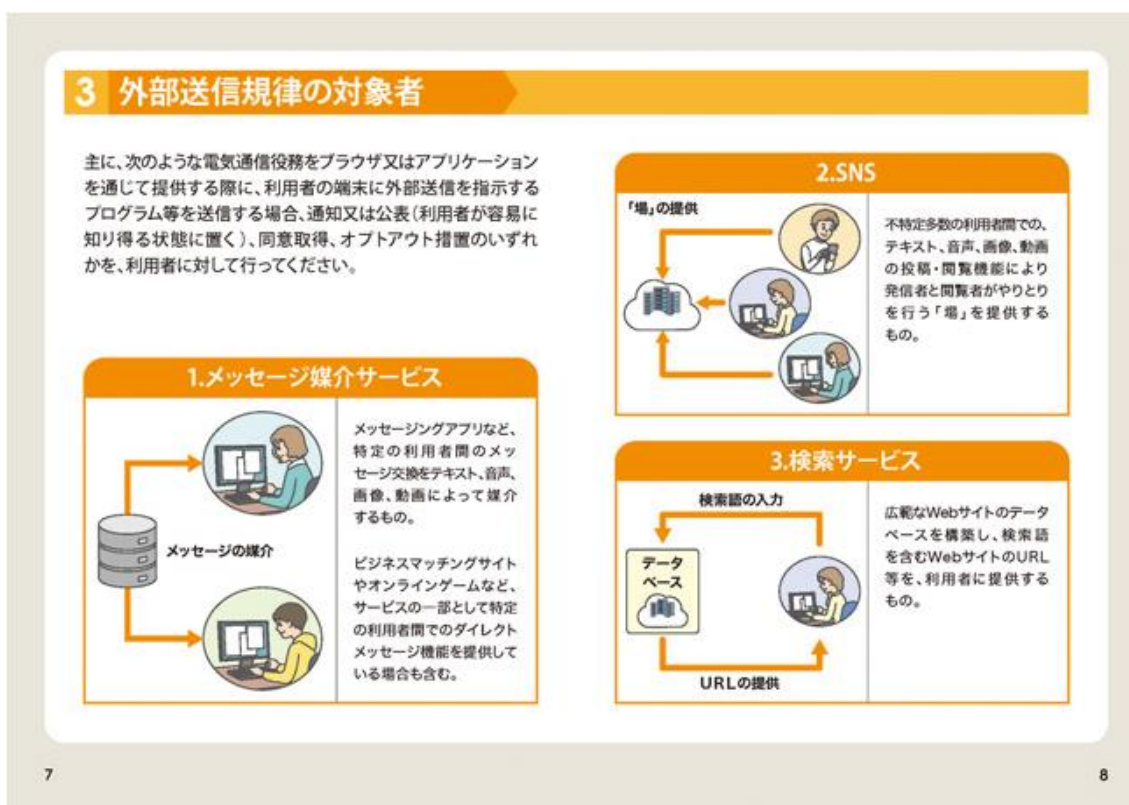
こうした状況下において、電気通信事業者において、気密性・完全性・可用性の視点を踏まえた情報の適切な取扱いを通じて、利用者が安心して利用でき、高い信頼性を有する電気通信サービスを提供することが期待されるようになりました。

2 適用対象

「電気通信事業者又は第三号事業を営む者」であって「総務省令で定める電気通信役務を提供する者」（新法 27 条の 12）とされており、その具体的内容は新規則 22 条の 2 の 27 に規定されており、想定されるサービスは下記のとおりです。

- 利用者間のメッセージ媒介等（同条第 1 号）
- SNS、電子掲示板、動画共有サービス、オンラインショッピングモール等（同条第 2 号）
- オンライン検索サービス（同条第 3 号）
- ニュース配信、気象情報配信、動画配信、地図等の各種情報のオンライン提供（同条第 4 号）

総務省は参考として下記の図を開示しています⁶。



⁶ 総務省 「外部送信規律について」

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000862755.pdf)

3 外部送信規律の対象者(つづき)

4. ホームページの運営
[ニュースサイト、まとめサイト等各種情報のオンライン提供]

情報提供

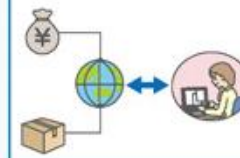


インターネット経由で天気予報やニュース、映像などの情報を利用者へ提供するもの。



ただし、以下の場合、電気通信事業に該当しないため、
対象にはなりません

4. ホームページの運営
[自社商品等のオンライン販売]



小売業者の提供するオンラインショッピングや、銀行・証券会社が提供するネットバンキング(ネット専業を含む。)など、インターネット経由で顧客からの要求・注文に対応するもの。

4. ホームページの運営
[企業等のホームページ運営・個人ブログ]



企業・個人等が自己の情報発信のため(自己の需要のため)に運営しているもの。

※p17～p18参照

9

10

3 改正の概要

上記適用対象者は、利用者に対して情報送信指令通信を行う際、原則として以下いずれかの対応を取らなければならないとされました(新法27条の12)。

- 総務省令で定める事項を利用者に通知すること
- 総務省令で定める事項を利用者の知りうる状態に置くこと

ただし、例外として以下の場合には措置をとる必要はないとされています(適用除外)。

- 利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要なものとして総務省令で定める情報である場合
- 対象事業者が利用者に対して送信した識別符号であって、対象事業者の電気通信設備を送信先として送信される情報である場合
- 利用者が送信に同意している場合
- オプトアウト措置を適切に講じているが、利用者がオプトアウト措置の適用を求

めていない場合

4 求められる実務対応

外部送信規律については、総務大臣の指定がないため、自社が当該規律の対象となる事業者であるかをまず確認する必要があります。その際には、自社の通信関係の事業の洗い出しをしたうえで適用除外に該当しないかも含めて検討する必要があります。情報送信指令通信にはクッキーが含まれます。そのため、対象となる事業者がクッキーを利用している場合には、速やかに上記2に記載した事項をクッキーポリシーにおいて策定し、実際にサービスに実装したうえで、定期的な見直しをすることが必要になります。

第5 特定利用者情報の適正な取扱い

1 適用対象

「利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者」（新法27条の5）が適用対象になります。第2で述べたとおり、今回の改正によって「検索情報電気通信役務」と「媒介相当電気通信役務」についても1000万人以上の利用者がある場合には「電気通信事業者」として取り扱われ、特定利用者情報の規律を受けることとなります。

総務省令では

①無料の電気通信役務の場合：ひと月当たりの利用者数が1000万人以上である電気通信役務

②有料の電気通信役務の場合：ひと月当たりの利用者数が500万人以上である電気通信役務

が対象とされています（新規則22条の2の20第1号、2号）⁷。また、総務大臣の指定によって適用対象になりますが、総務大臣の指定や解除は、告示・通知によって行われます（新規則22条の2の19）（総務大臣に指定された電気通信事業者を「指定電気通信事業者」といいます）。

2 改正の概要

⁷ 総務省「電気通信事業法施行規則の一部改正について」（以下「規則の改正について」）
(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000241520>) p7

改正によって、上記適用対象となる電気通信事業者に対して、特定利用者情報の適正な取扱いが義務付けられました。

特定利用者情報とは、当該電気通信役務に関して取得する利用者に関する情報であって、①通信の秘密に該当する情報又は②利用者を識別することができる情報であって総務省令で定めるもの（新法 27 条の 5）を言います。「総務省令で定めるもの」は「データベース等を構成する情報」を構成する情報を言います。

個人情報とは異なり、法人情報や匿名のハンドルネームに関する情報であっても保護対象に含まれる可能性があります。

指定された電気通信事業者は、以下の義務が課されることになります。

- i 情報取扱規程の整備・届出をする義務（新法 27 条の 6）
- ii 情報取扱方針を策定・公表する義務（新法 27 条の 8）
- iii 特定利用者情報の取扱いに関する自己評価を実施する義務（新法 27 条の 9）
- iv 特定利用者情報統括管理者を選任し、届け出る義務（新法 27 条の 10）
- v 特定利用者情報が漏えいした場合に報告する義務（新法 28 条 1 項 2 号ロ）

3 求められる実務対応

社内で取り扱っているサービスを精査し、規律の対象となった場合には、上記 i ～ v の各義務を履行する必要があります。それぞれの義務について、総務省がポイントを開示しているため、紹介します⁸。

i について、次に掲げる事項に関する規程を定め、指定電気通信事業者に指定された日から 3 か月以内に「情報取扱規程届出書」に添えて総務大臣に届け出る必要があります。

- 特定利用者情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該特定利用者情報の安全管理に関する事項
- 特定利用者情報の取扱いを第三者に委託する場合における当該委託先に対する監督に関する事項

⁸ 総務省公式サイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/tokuteiriyujoho/index.html)

- 情報取扱方針の策定及び公表に関する事項
- 特定利用者情報の取扱状況の評価に関する事項
- 特定利用者情報を取り扱う従事者に対する監督に関する事項

ii について、次に掲げる事項に関する方針を定め、指定された日から 3 か月以内に公表しなければなりません。

- 取得する特定利用者情報の内容（当該特定利用者情報を取得する方法を含む。）に関する事項
- 特定利用者情報の利用の目的及び方法に関する事項
- 特定利用者情報の安全管理の方法に関する事項

iii について、指定電気通信事業者は、毎事業年度、直近の事業年度における社会情勢、技術の動向、外国の制度、サイバーセキュリティに対する脅威その他の状況の変化を踏まえ、特定利用者情報の取扱いの状況について、少なくとも次に掲げる事項に係る評価を実施しなければなりません。

- 直近の事業年度における情報取扱規程及び情報取扱方針の遵守状況
- 直近の事業年度における特定利用者情報の漏えい

iv について、指定電気通信事業者は、情報取扱規程に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、指定電気通信事業者に指定された日から 3 か月以内に、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する者のうちから、特定利用者情報統括管理者を選任しなければなりません。

- 電気通信役務の提供を受ける者又は電気通信事業以外の事業における顧客に関する情報の取扱いに関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して 3 年以上従事した経験を有すること。
 - 電気通信役務の提供を受ける者又は電気通信事業以外の事業における顧客に関する情報の取扱いに関する安全管理又は法令に関する業務
 - 上に掲げる業務を監督する業務
- 上に掲げる要件と同等以上の能力を有すると認められること。

また、特定利用者情報統括管理者を選任し、又は解任したときは、届出書を提出する方法により、その旨を総務大臣に届け出なければなりません。

v について、指定電気通信事業者は、電気通信業務に関し特定利用者情報の漏えいが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければなりません。

第6 その他の改正ポイント

1 情報通信インフラの提供確保

今回の改正によって基礎的電気通信役務の類型に高速度データ伝送電気通信役務を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務が追加されました(新法7条2号)(以下「第二号基礎的役務」といいます)。これによって、ブロードバンドサービス等を提供する事業者も第二号基礎的役務の類型に区分けされることになりました。ただし、対象となるブロードバンドサービスについては総務省令にて具体的に決定されることとなります(現状第二号基礎的役務に該当するのは有線ブロードバンドのみが想定されています)。

改正によって新たに追加された第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者には①契約約款の届出義務(新法19条1項)②業務区域内における役務提供義務(新法25条2項)③技術基準適合維持義務(新法41条2項)が課されることとなります。

2 電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

今回の改正では、二種指定事業者⁹が、正当な理由がある場合を除いて、特定卸電気通信役務の提供を拒んではならないとされました(新法38条の2第2項)。

また、二種指定事業者は、特定電気通信役務の提供に関する契約の申入れを受けた場合において、情報の提示を義務付けられることとなりました(新法38条の2第3項)。

第7 おわりに

電気通信事業法の改正について簡単にご紹介させていただきました。改正に係る部分が自社の事業に適用されるのか、適用されるとしてどのように変更されたのか、確認頂ければと思います。特に、いままで適用対象とはならなかった企業でも今回の改正によって対象となるということもありますので、注意が必要です。駆け足になりましたが、本稿が皆様の参考になれば幸いです。

⁹ 新法34条1項で指定された第二種指定電気通信設備を設置する事業者を言います。